

# 平成23年度 木のいえ整備促進事業

## 《第2回募集》

### 手続きマニュアル

平成23年11月24日版  
(平成24年2月22日一部改正)

本事業は、地域の中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進するため、一定の要件を満たす長期優良住宅について建設工事費の一部を助成するものです。この補助金の申請をされる方は、この「手続きマニュアル」をご一読いただき、手続きをとって下さい。

#### 木のいえ整備促進事業実施支援室

本事業に関する問い合わせ

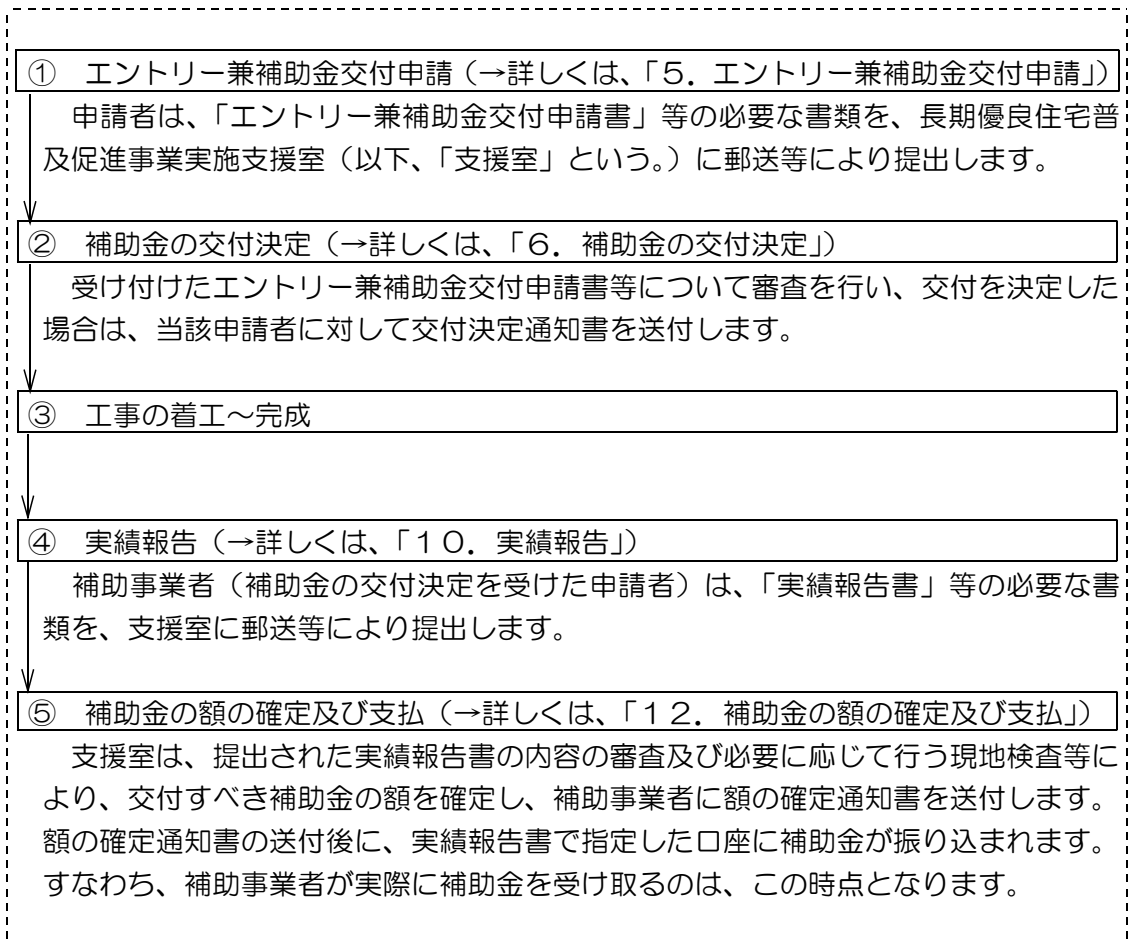
(電話) 03-5229-7643 または 03-5229-7644

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～17：00

支援室ホームページ <http://www.cyj-shien23.jp>



◆ 手続きの概要・主な流れ



※ 手続きの詳細な内容については、次ページ以降をご覧ください。

### 《事業の対象地域について》

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」において建設される住宅につきましては、平成23年11月24日以降は、「東日本大震災復興木のいえ整備促進事業」の補助金交付申請を行っていただくこととなります。当該事業の詳細については当該事業ホームページ（<http://www.cyj-fukko-shien23.jp>）をご覧ください。

「特定被災区域」については、本事業の対象となりませんのでご注意ください。  
本事業の対象地域につきましては、[【別紙7】「事業対象地域」のリスト](#)をご参照ください。

### 1. 申請者の資格

申請者は、以下の要件を全て満たす方です。

1) 年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満\*の住宅供給事業者

※ 「50戸程度」は50戸の1割増とし、直近の3年間の年間平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とします。[【→別紙1】](#)

2) 建築主と住宅の建設工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設工事を自ら行う者、又は買主と住宅の売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設工事を自ら行う者

### 2. 対象住宅

補助の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）については、「2.1 一般型対象住宅」、「2.2 地域資源活用型対象住宅」に掲げるものです。

ただし、補助を受けることのできる住宅の戸数は、一の補助事業者あたり「2.1 一般型対象住宅」、「2.2 地域資源活用型対象住宅」の合計で5戸を上限とします。なお、平成23年度木のいえ整備促進事業第1回募集分において補助金交付決定通知を受けている事業者及び平成22年度木のいえ整備促進事業第2回募集分において事業登録された住宅について補助金交付決定通知を受けている事業者は、これら補助金交付決定を受けた戸数との合計で5戸を上限とします。

※ 受付は先着順とし、申請の状況により、期限よりも前に受付を停止すること、または、追加で募集することがあります。この際は支援室ホームページにてお知らせいたします。

#### 2.1 一般型対象住宅

次の全ての要件を満たす木造住宅を対象とします。要件の詳細は以下に示す別紙を参照して下さい。

1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、**建築着工前**のものであること [【→別紙2】](#)

2) 補助事業の実績報告を行うまでに一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄

積がなされていること【→別紙3】

3) 建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと【→別紙4】

## 2.2 地域資源活用型対象住宅

「2.1 一般型対象住宅」の要件に加え、次の要件を満たす木造住宅を対象とします。要件の詳細は、以下に示す別紙をそれぞれ参照して下さい。

1) 柱・梁・桁・土台の過半【→別紙5】において、都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材を使用するものであること【→別紙6】。

## 3. 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象住宅の建設に要する費用であって、次ページの表に掲げるものです。なお、ここに掲げた工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上して下さい。

本事業の補助対象となる住宅について、「長期優良住宅先導事業」、「住宅エコポイント」など国からの補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助の対象とはなりません。また、本事業とは別に、木材の使用や建設費に対する他の補助等を受けている場合又は受ける見込みの場合、本事業の補助対象と他の補助事業の補助対象が重複するなど、内容によっては本事業の補助の対象とならないことがあります。他の補助との併用をご検討される際は補助対象や補助の条件について十分ご確認ください。

科目	説明	
建設工事費 (補助対象 工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用をいう。ただし、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む。）の取付けに要する費用をいう。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。

※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となりますが、建築主が分離して購入可能なもの（例：エアコン、カーテンなど）は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、本事業の補助対象外となる太陽光発電や高効率給湯器の補助を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。

※ 屋外附帯設備工事費、昇降機設置工事費、外構工事費、解体工事費、設計監理費、調査費、申請手数料は補助対象外です。

## H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

※ 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができます。

### 4. 補助金の額

本事業による補助金の額は、「4. 1 一般型対象住宅の限度額」、「4. 2 地域資源活用型対象住宅の限度額」に掲げるものです。

#### 4. 1 一般型対象住宅の限度額

「3. 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ対象住宅1戸当たり100万円を上限とします。

#### 4. 2 地域資源活用型対象住宅の限度額

「3. 補助対象となる経費」の1割以内の額で、かつ対象住宅1戸当たり120万円を上限とします。

### 5. エントリー兼補助金交付申請

#### 5. 1 エントリー兼補助金交付申請の方法

申請者は、「5. 2 エントリー兼補助金交付申請受付期間」に定められた期間中で、かつ建築着工（根切り工事又基礎杭打ち工事の着手）前に、次の手続きに従って「5. 3 エントリー兼補助金交付申請の提出書類」に示す書類を、支援室に提出して下さい。

なお、平成23年度木のいえ整備促進事業第1回募集分において補助金交付決定通知を受けている事業者及び平成22年度木のいえ整備促進事業第2回募集分において事業登録された住宅について補助金交付決定通知を受けている事業者は、本項ではなく、「7. エントリー兼補助金交付追加申請」により手続きを行ってください。

提出書類は、書留による郵送等（宅配便も可）の受取人が確認できる配送方法により、申請者が支援室に送付して下さい。

支援室は、提出書類の内容が要件に適合していないと認められた場合又は送付された書類に不足がある場合は、交付決定を行わず、その旨を申請者に連絡します。提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、受理しません。

※ エントリー兼補助金交付申請は、「5. 3 エントリー兼補助金交付申請の提出書類」が揃っており（対象住宅に関する建築確認が済み、かつ長期優良住宅建築等計画の認定後）、かつ建築着工前でなければ、行うことはできません。

#### 5. 2 エントリー兼補助金交付申請受付期間

平成24年2月29日（水）（必着）まで。

※ 受付は先着順とし、申請の状況により、期限よりも前に受付を停止すること、または、追加で募集することがあります。この際は支援室ホームページにてお知らせいたします。

## H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

### 5.3 エントリー兼補助金交付申請の提出書類

申請者は、対象住宅が請負契約によるものか又は売買契約によるものかの区分に応じて、以下の1)又は2)に掲げる書類を支援室に提出して下さい（1部提出）。

#### 【提出書類】

#### 1) 請負契約による住宅の場合の提出書類

- ① エントリー兼補助金交付申請書【様式1】
- ② 申請者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限ります。）等）
- ③ 建設業の許可証明書の写し（許可を受けている場合）  
《次に示す④から⑨については、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ④ 確認申請書（第一面～第五面）の副本の写し
- ⑤ 確認済証の写し
- ⑥ 長期優良住宅建築等計画の認定申請書（第一面～第四面）の副本の写し
- ⑦ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑧ 工事請負契約書の写し
- ⑨ 建築主との補助金に関する合意書の写し（任意様式（→参考資料「補助金に関する合意書作成例」））

《次に示す⑩については、「2. 1 一般型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ⑩ 対象住宅の建設計画（一般型）【様式2（1）】  
《次に示す⑪、⑫については、「2. 2 地域資源活用型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ⑪ 対象住宅の建設計画（地域資源活用型）【様式2（2）】
- ⑫ 地域資源活用型対象住宅の木材使用量計画表【様式3】

※ 建築基準法上、建築確認を要しない場合は、上記④、⑤の書類の代わりに建築工事届（第一面～第四面）の写しを提出してください。

#### 2) 売買契約による住宅の場合の提出書類

- ① エントリー兼補助金交付申請書【様式1】
- ② 申請者の法人等の概要がわかる書類（法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限ります。）等）
- ③ 建設業の許可証明書の写し（許可を受けている場合）
- ④ 宅地建物取引業の免許証の写し  
《次に示す⑤から⑧については、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ⑤ 確認申請書（第一面～第五面）の副本の写し
- ⑥ 確認済証の写し
- ⑦ 長期優良住宅建築等計画の認定申請書（第一面～第四面）の副本の写し
- ⑧ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

《次に示す⑨については、「2. 1 一般型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住

宅毎に作成し、提出してください。》

⑨ 対象住宅の建設計画（一般型）【様式2(1)】

《次に示す⑩、⑪については、「2. 2 地域資源活用型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

⑩ 対象住宅の建設計画（地域資源活用型）【様式2(2)】

⑪ 地域資源活用型対象住宅の木材使用量計画表【様式3】

※ 建築基準法上、建築確認を要しない場合は、上記⑤、⑥の書類の代わりに建築工事届（第一面～第四面）の写しを提出してください。

（記入上の注意）

※ エントリー兼補助金交付申請書は、必ず支援室ホームページからダウンロードした指定の様式に黒色のボールペンで丁寧に楷書で記入したもの又は印刷されたものを使用して下さい。支援室指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXされたもので申請をした場合は申請を受け付けません。

※ 申請日は、申請者が支援室に発送する日を記入して下さい。記入された申請日と提出書類の到着日が理由なく大幅に異なる場合は、受け付けず返却します。

※ 使用する印について、ゴム印やスタンプ印は不可とします。

#### 5. 4 エントリー兼補助金交付申請と工事着工日の関係

建築着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）前にエントリー兼補助金交付申請を行うものを対象とします。また、着工は、「6. 補助金の交付決定」に示す「補助金交付決定通知書」の受理後に行ってください。

#### 5. 5 エントリー兼補助金交付申請における建築主との補助金に関する合意書

5. 3の1) 請負契約による住宅の場合の提出書類⑨に掲げる「建築主との補助金に関する合意書」については、本事業による補助金に関して、次の(a)又は(b)のいずれかの定め及び建築主に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は、建築主に還元される必要があります。（→参考資料「補助金に関する合意書作成例」）

(a) 申請者が補助金を受領した後に、申請者から建築主に補助金相当額を支払うこと。

(b) 建築主は、請負契約額から補助金相当分を除いた額のみを申請者に支払うこと。

なお、売買契約による住宅の場合は、実績報告の段階で同様の書類を提出していただきます。（→「10. 4 買主との補助金に関する合意書」）

※ 合意書には申請者と建築主それぞれの署名捺印が必要であり、建築主の印については、住宅の工事請負契約書と同一の印鑑による押印としていただきます。

#### 6. 補助金の交付決定

受け付けた提出書類については審査を行い、申請者に対して速やかに「補助金交付決定通知書」（交付決定金額等が記載されたもの）を支援室より送付します。なお、受付後の提出書類の返却はいたしません。

この通知書は、あくまでも申請者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「10.3 実績報告の提出書類」に示す提出書類を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。また、実績報告前に手続きマニュアル等に記載されている要求事項等に違反したときは、交付決定は失効するものとします。

## 7. エントリー兼補助金交付追加申請

### 7.1 エントリー兼補助金交付追加申請の方法

平成23年度事業における交付決定通知書及び平成22年度第2回募集分における事業登録通知書を受け取った申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書等に記載した対象住宅の戸数を「2. 対象住宅」に示す住宅の戸数の限度の範囲内において追加するときは、「7.3 エントリー兼補助金交付追加申請の提出書類」に示す書類を支援室に提出して下さい。

提出書類は、書留による郵送等（宅配便も可）の受取人が確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付してください。

支援室は、提出書類の内容が要件に適合していないと認められた場合又は送付された書類に不足がある場合は、交付決定を行わず、その旨を補助事業者に連絡します。提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、受理しません。

※ エントリー兼補助金交付追加申請は、「7.3 エントリー兼補助金交付追加申請の提出書類」が揃っており（対象住宅に関する建築確認が済み、かつ長期優良住宅建築等計画の認定後）、かつ建築着工前でなければ、行うことはできません。

### 7.2 エントリー兼補助金交付追加申請の受付期間

平成24年2月29日（水）（必着）まで。

※ 受付は先着順とし、申請の状況により、期限よりも前に受付を停止すること、または、追加で募集することがあります。この際は支援室ホームページにてお知らせいたします。

### 7.3 エントリー兼補助金交付追加申請の提出書類

補助事業者は、「5.3 エントリー兼補助金交付申請の提出書類」と同様に、以下の書類を作成して支援室に提出して下さい（1部提出）。

【提出書類】

1) 請負契約による住宅の場合の提出書類

① エントリー兼補助金交付追加申請書【様式4】

《次に示す②から⑦については、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

② 確認申請書（第一面～第五面）の副本の写し

- ③ 確認済証の写し
- ④ 長期優良住宅建築等計画の認定申請書（第一面～第四面）の副本の写し
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し
- ⑥ 工事請負契約書の写し
- ⑦ 建築主との補助金に関する合意書の写し（任意様式（→参考資料「補助金に関する合意書作成例」））

《次に示す⑨については、「2. 1 一般型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ⑨ 対象住宅の建設計画（一般型）【様式2（1）】

《次に示す⑩から⑪については、「2. 2 地域資源活用型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ⑩ 対象住宅の建設計画（地域資源活用型）【様式2（2）】
- ⑪ 地域資源活用型対象住宅の木材使用量計画表【様式3】

※ 建築基準法上、建築確認を要しない場合は、上記②、③の書類の代わりに建築工事届（第一面～第四面）の写しを提出してください。

## 2) 売買契約による住宅の場合の提出書類

- ① エントリー兼補助金交付追加申請書【様式4】

- ② 宅地建物取引業の免許証の写し

《次に示す②から⑤については、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ③ 確認申請書（第一面～第五面）の副本の写し
- ④ 確認済証の写し
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画の認定申請書（第一面～第四面）の副本の写し
- ⑥ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し

《次に示す⑥については、「2. 1 一般型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ⑦ 対象住宅の建設計画（一般型）【様式2（1）】

《次に示す⑦、⑧については、「2. 2 地域資源活用型対象住宅」を申請する場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ⑧ 対象住宅の建設計画（地域資源活用型）【様式2（2）】
- ⑨ 地域資源活用型対象住宅の木材使用量計画表【様式3】

※ 建築基準法上、建築確認を要しない場合は、上記③、④の書類の代わりに建築工事届（第一面～第四面）の写しを提出してください。

（記入上の注意）

※ エントリー兼補助金交付追加申請書は、必ず支援室ホームページからダウンロードした指定の様式に黒色のボールペンで丁寧に楷書で記入したもの又は印刷されたものを使用して下さい。支援室指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXされたもので申請をした場合は申請を受け付けません。

- ※ 申請日は、補助事業者が支援室に発送する日を記入して下さい。記入された申請日と提出書類の到着日が理由なく大幅に異なる場合は、受け付けず返却します。
- ※ 使用する印について、ゴム印やスタンプ印は不可とします。

#### 7. 4 エントリー兼補助金交付追加申請と工事着工日の関係

建築着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手）前にエントリー兼補助金交付追加申請を行うものを対象とします。また、着工は、「8. 補助金の追加交付決定」に示す「補助金交付決定通知書」の受理後に行ってください。

#### 7. 5 エントリー兼補助金交付追加申請における建築主との補助金に関する合意書

7. 3の1) 請負契約による住宅の場合の提出書類⑦に掲げる合意書については、本事業による補助金に関して、次の(a)又は(b)のいずれかの定め及び建築主に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は、建築主に還元される必要があります（→参考資料「補助金に関する合意書作成例」）

- (a) 補助事業者が補助金を受領した後に、補助事業者から建築主に補助金相当額を支払うこと。
- (b) 建築主は、請負契約額から補助金相当分を除いた額のみを補助事業者に支払うこと。

なお、売買契約による住宅の場合は、実績報告の段階で同様の書類を提出していただきます。（→「10. 4 買主との補助金に関する合意書」）

※ 合意書には補助事業者と建築主それぞれの署名捺印が必要であり、建築主の印については、住宅の工事請負契約書と同一の印鑑による押印としていただきます。

### 8. 補助金の追加交付決定

受け付けた提出書類については審査を行い、補助事業者に対して速やかに「補助金交付決定通知書」（交付決定金額等が記載されたもの）を支援室より送付します。なお、受付後の提出書類の返却はいたしません。

この通知書は、あくまでも補助事業者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「10. 3 実績報告の提出書類」に示す提出書類を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。また、実績報告前に手続きマニュアル等に記載されている要求事項等に違反したときは、交付決定は失効するものとします。

### 9. 事業中止

#### 9. 1 事業中止の方法

補助事業者は、補助金交付決定後にやむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに「9. 2 事業中止の提出書類」に示す書類を支援室に提出した上で、支援室の承認を受けて下さい。

提出書類は、書留による郵送等（宅配便も可）の受取人が確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付して下さい。

審査後、支援室より補助事業者に対して、「補助金交付決定取消通知書」を通知します。

## 9. 2 事業中止の提出書類

補助事業者は、「中止承認申請書」【様式5】及び交付決定通知書の原本を支援室に提出して下さい（1部）。

（記入上の注意）

※ 中止承認申請書は、必ず支援室ホームページからダウンロードした指定の様式に黒色のボールペンで丁寧に楷書で記入したものの又は印刷されたものを使用して下さい。支援室指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXにより提出されたものは申請を受け付けません。

## 10. 実績報告

### 10. 1 実績報告の方法

補助事業者は、対象住宅の建設工事及び引き渡し完了し、所定の住宅履歴情報の保管等がされるなどして事業が完了した後において、完了日（竣工引渡日）から起算して30日以内又は「10. 2 実績報告の受付締め切り日」に定められた実績報告の受付締切日のいずれか早い日までに、「10. 3 実績報告の提出書類」に示す書類を支援室に提出して下さい。締め切り日までに必要な書類が支援室に到着しない場合、原則として補助金を受けることはできません。なお、平成23年度事業においては事業が完了した住宅毎に順次提出する必要がありますのでご注意ください（平成22年度第1回募集分と異なり、まとめて最後に提出していただくことはできません）。

提出書類は、書留による郵送等（宅配便も可）の受取人が確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付して下さい。

### 10. 2 実績報告の受付締切日

平成24年3月16日（金）（必着）まで。

住宅の建設予定地が東北地方太平洋沖地震の大規模被災県内（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）である場合は、受付締切日を平成24年7月31日（火）までとします。

### 10. 3 実績報告の提出書類

補助事業者は、以下の書類を支援室に提出して下さい（1部提出）。

【提出書類】

1) 請負契約による住宅の場合の提出書類

① 実績報告書【様式6】

《次に示す②から⑥については、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

② 検査済証の写し

- ③ 長期優良住宅建築等計画に基づく工事完了報告書の写し
  - ④ 住宅履歴情報証明書（任意様式（情報サービス機関が発行する住宅履歴情報預かり証及び保管されている住宅履歴情報が分かる一覧表又は【様式7(1)】および【様式7(2)】の4、5枚目にて作成した「住宅履歴情報証明書」））
  - ⑤ 他の補助金等の申請・受給を行わないことの確認書【様式9】
  - ⑥ 請求書【様式10】
- 《次に示す⑦については、「2. 1 一般型対象住宅」を申請した場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ⑦ 対象住宅の建設報告（一般型）、対象住宅の写真、建設工事過程の公開の報告【様式7(1)】
- 《次に示す⑧から⑩については、「2. 2 地域資源活用型対象住宅」を申請した場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ⑧ 対象住宅の建設報告（地域資源活用型）、対象住宅の写真、建設工事過程の公開の報告【様式7(2)】
  - ⑨ 地域資源活用型対象住宅の木材使用量実績表【様式8】
  - ⑩ ⑨の木材使用量実績（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認証木材取扱事業者登録書の写し等）【→別紙6】

- ※ ②については、建築基準法上、完了検査を要しない場合は、省略することができる。
- ※ ③については、所管行政庁への報告を要しない場合は、省略することができる。
- ※ 【様式7(1)】及び【様式7(2)】について、対象住宅の写真、建設過程の公開の報告にはそれぞれ写真の添付が必要です。

## 2) 売買契約による住宅の場合の提出書類

- ① 実績報告書【様式6】
- 《次に示す②から⑧については、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ② 検査済証の写し
  - ③ 長期優良住宅建築等計画に基づく工事完了報告書の写し
  - ④ 住宅履歴情報証明書（任意様式（情報サービス機関が発行する住宅履歴情報預かり証及び保管されている住宅履歴情報が分かる一覧表又は【様式7(1)】および【様式7(2)】の4、5枚目にて作成した「住宅履歴情報証明書」））
  - ⑤ 他の補助金等の申請・受給を行わないことの確認書【様式9】
  - ⑥ 請求書【様式10】
  - ⑦ 売買契約書の写し
  - ⑧ 買主との補助金に関する合意書の写し（任意様式（→参考資料「補助金に関する合意書作成例」））
- 《次に示す⑨については、「2. 1 一般型対象住宅」を申請した場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》
- ⑨ 対象住宅の建設報告（一般型）、対象住宅の写真、建設工事過程の公開の報告【様式7(1)】

《次に示す⑩から⑫については、「2. 2 地域資源活用型対象住宅」を申請した場合のみ、対象住宅毎に作成し、提出してください。》

- ⑩ 対象住宅の建設報告（地域資源活用型）、対象住宅の写真、建設工事過程の公開の報告【様式7(2)】
- ⑪ 地域資源活用型対象住宅の木材使用量実績表【様式8】
- ⑫ ⑪の木材使用量実績（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認証木材取扱事業者登録書の写し等）【→別紙6】

- ※ ②について、建築基準法上、完了検査を要しない場合は、省略することができます。
- ※ ③については、所管行政庁への報告を要しない場合は、省略することができる。
- ※ 【様式7(1)】及び【様式7(2)】について、対象住宅の写真、建設過程の公開の報告にはそれぞれ写真の添付が必要です。

（記入上の注意）

- ※ 「実績報告書」、「請求書」は、必ず支援室ホームページからダウンロードした指定の様式に黒色のボールペンで丁寧に楷書で記入したもの又は印刷されたものを使用して下さい。支援室指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXにより提出されたものは申請を受け付けません。
- ※ 使用する印について、ゴム印やスタンプ印は不可とします。
- ※ 工事完了までに事業内容に軽微な変更（補助申請額に変更がない補助対象経費内訳の変更をいう。）が発生した場合は、変更後の内訳の金額を「実績報告書」の「補助対象経費内訳」に記入して下さい。なお、補助申請額の変更が生ずる場合は事前に支援室の承認を受ける必要があります。

#### 10.4 買主との補助金に関する合意書

売買契約による住宅の場合の買主との補助金に関する合意書については、本事業による補助金に関して、次の(a)又は(b)のいずれかの定め及び買主に還元される補助金の額が明記されていることを条件とします。すなわち、本事業による補助金相当額は、買主に還元される必要があります。

- (a) 申請者が補助金を受領した後に、申請者から買主に補助金相当額を支払うこと。
- (b) 買主は、売買契約額から補助金相当分を除いた額のみを申請者に支払うこと。

※ 合意書には申請者と買主それぞれの署名捺印が必要であり、買主の印については、住宅の売買契約書と同一の印鑑による押印としていただきます。

#### 11. 実績報告の延長

申請者の責によらない不測の事態等（工事に伴い発生した状況変化、気象の影響など）の発生により、実績報告が遅延する場合には、あらかじめ支援室の承認を受けなければなりません。補助事業者は、「実績報告の延長申請書」【様式11】に必要事項を記入し、支援室に郵送して下さい。

提出書類は、書留による郵送等（宅配便も可）の受取人が確認できる配送方法に

より、補助事業者が支援室に送付して下さい。審査後、支援室より補助事業者に対して、「延長承認通知書」を送付します。

※ この場合、補助金の支払い時期については、延長した締切日によって異なります。

### 12. 支援室による現地検査等

支援室は、補助事業の適正な実施を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地検査等を行うことができるものとします。

※ 補助事業者は、支援室が補助事業の内容について報告を求め、又は現地検査等を行う場合は、これに協力しなければなりません。

※ 関係資料の提出を求める場合がありますので、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に充分ご注意ください。

### 13. 補助金の額の確定及び支払

支援室は、提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に交付額確定通知書を送付します。

額の確定通知書の送付後に、補助金交付申請時に指定した補助事業者の口座に補助金が振り込まれます。補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

平成24年3月16日までに実績報告を行った場合、原則、補助金は平成24年9月に振り込まれる予定です（住宅の建設予定地が東北地方太平洋沖地震の大規模被災県内（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）であり、平成24年7月31日（火）までに実績報告を行った場合には、原則、平成24年11月に振り込まれる予定です）。

### 14. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、アンケート等の調査や補助事業の対象となる住宅について、国等から他の補助金を受けていないかなどの調査を行うために利用することがあります。

### 15. その他

この手続きマニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号等に定めるところにより行う必要があります。

- 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 4) 平成23年度木のいえ整備促進事業第2回募集補助金交付規程

**16. 応募書類等の提出先、問い合わせ先**

質問・相談については、原則として、電話でお願いします。よくあるご質問については、Q&Aとして支援室ホームページに回答を掲載します。

応募資料は、様式の電子ファイルを支援室ホームページからダウンロードして作成してください。

（応募書類の送付先・問い合わせ先）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂一丁目15番地神楽坂1丁目ビル6階  
平成23年度木のいえ整備促進事業実施支援室

TEL 03-5229-7643 または 03-5229-7644

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9：30～17：00

支援室ホームページ <http://www.cyj-shien23.jp>

「年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満の事業者によって建設される一定の木造住宅であること」について

- 事業規模について（年間の新築住宅供給戸数が50戸程度未満の事業者）
  - ・ 最近の3事業年度分（平成20年度から平成22年度）の平均新築住宅供給戸数実績について、50戸程度未満の住宅供給事業者が対象となります。
    - ※ 「50戸程度未満」とは、50戸の1割増未満として、平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とするものとします。
    - ※ カウントする戸数には、木造以外の住宅も含み、また、集合住宅の各住戸もそれぞれカウントします。
  - ・ 供給戸数の実績については、対象となる事業年度に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。
  - ・ 床面積が小規模な新築住宅（集合住宅の各住戸を含む。）については、
    - ①床面積が55平方メートル以下の場合は戸数を2分の1
    - ②床面積が40平方メートル以下の場合は戸数を3分の1として算定してください。
- 補助の対象となる木造住宅について  
主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造のもの。（いわゆる在来工法、枠組壁工法、丸太組構法等）
  - ※ 本事業の趣旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されるもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、**建築着工前**のものであること」について

- 本事業においては、補助対象住宅の要件として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成20年12月5日法律第87号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、**建築着工前**のものであること」としており、あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受けた上で、補助金交付申請の際に長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写しを**建築着工前**に提出する必要があります（着工は、補助金交付決定通知書受理後に行ってください）。
- 「長期優良住宅」の認定制度等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」（[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)）をご覧ください。）
- 長期優良住宅建築等計画の認定を申請する所管行政庁は、対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム（<http://chouki.hyoukakyokai.or.jp/p/>）により検索できます。  
また、このシステムでは、各所管行政庁が登録住宅性能評価機関による技術的審査を活用するか否か、活用する場合の対象図書の種類についても検索結果によって確認できます。
- 長期優良住宅の設計を行う建築士事務所に関する情報提供について（参考）  
長期優良住宅の設計を行う建築士事務所については、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会ホームページ（<http://www.sumaimachi-center-rengokai.or.jp/03public/annai.html>）において閲覧することができますので、必要に応じてご覧ください。

「補助事業の実績報告を行うまでに一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること」について

本事業の補助対象となる住宅については、補助事業の実績報告を行うまでの間に、以下の条件を満たして、住宅履歴情報が整備、蓄積、保管される必要があります。

- ① 「住宅履歴情報の蓄積・活用の指針」（以下、「指針」\*という。）に示された住宅履歴情報項目に掲げられている情報のうち、通常整備されるもので、下表に掲げるものを整備すること。なお、この他の維持管理段階の情報項目を追加できるように整備されていること。
- ② PDF等のファイル形式により磁気ディスク等に保存され、適切にそのメンテナンスがなされるなど、情報の長期保存のための対策を講じた蓄積、保管がされること。
- ③ 対象の住宅の特定のため各住宅に唯一のIDを使用して情報が管理されること。
- ④ 上記①、②及び③のほか、指針における「情報サービス機関の基本ルール」に適合する情報サービス機関により情報が蓄積されるなど、住宅履歴情報の蓄積・活用のための適切な措置として同ルールに適合するための措置が講じられるものであること。

※ 「指針」の詳細については、以下の住宅履歴情報整備検討委員会ホームページを参照

<http://www.jutaku-rireki.jp/jigyoushya/data.html>

〈表〉住宅履歴情報項目

1) 建築確認関係	地盤調査報告書
	確認申請書及び添付図書*
	確認済証*
	工事監理報告書
	完了検査申請書及び添付図書*
	検査済証*
2) 住宅性能評価関係	開発許可申請書及び関係図書*
	評価申請書及び添付図書*
	住宅性能評価書の写し*
3) 長期優良住宅認定関係	認定申請書及び添付図書
	認定通知書
	建築工事完了報告書
	技術的審査適合証*
4) 竣工段階建築工事関係	意匠関係図書（付近見取図、配置図、仕様書、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図等）



H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

	仕様関係図書（屋根、外壁、開口部、断熱、仕上げ表（下地を含む））
	構造関係図書（使用構造材料一覧表、接合金物リスト、各種伏図、壁量等計算書（注1）※、N値計算書（注2）※、許容応力度計算書等（注3）※）
5）設備関係図書	電気設備図 給排水衛生設備図
6）設備機器関係図書	設備機器リスト
7）新築段階のその他の図書	工事記録書（主な工事工程ごとの施工状況が判る写真入りのもの） 重要事項説明書（宅地建物取引業法に基づくもの）※
8）維持管理関係図書	維持管理計画書（住宅の点検や修繕の時期及び内容の目安となる情報が記載された図書）

◎ 青字（※）の項目は、その図書が作成された場合にのみ必要なもの。

◎ 必要な情報内容を円滑に利用することが可能な場合にあっては、上表に掲げる図書の内容を重複して保管することを要しない。

注1：建築基準法施行令第46条第4項に規定する基準への適合性の確認に必要な事項を明示した図書

注2：平成12年建設省告示第1460号第二号ただし書きの基準への適合性の確認に必要な事項を明示した図書

注3：建築基準法施行令第82条各号及び第82条の4に規定する基準に基づく計算結果を明示した図書（木造3階建住宅の場合）、平成12年建設省告示第1460号第一号ただし書きの基準への適合性の確認に必要な事項を明示した図書等

「建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと」について

○ 建設工事の過程の公開について

住宅の棟上げ以降で、かつ、内装工事（ボード張り）よりも前の工程で、事業者や一般の方の参加により工事中の実際の現場を一般公開して下さい（インターネット中継等、実際の現場での公開を行わないものは不可とします）。なお、公開は1日以上行っていただき、公開期間及び来場者数等を記録してください。また、公開を行ったことが分かる写真を「10. 実績報告」の際に提出する必要がありますので、忘れずに撮影してください。公開を記録した書類については、様式【7(1)】、【7(2)】の「建設工事過程の公開の報告」に必要事項を記入し、対象住宅毎に書類を作成し、「10. 実績報告」の際に提出して下さい。

現場の公開に当たっては、一般に広く公開することが有効と考えることから、現場公開を行っていることを表示した案内看板やのぼり旗、長期優良住宅の概要等を説明した展示物を用意する等、見学者が参加しやすい環境を整えて頂くことをお奨めします。

○ 公開予定時期・補助事業者名等の公表について

「5. エントリー兼補助金交付申請」、「7. エントリー兼補助金交付追加申請」等の提出書類に記載された情報をもとに、広く一般に本事業による取組について紹介するため、建設工事過程の公開を予定する日程（「〇〇年〇〇月」程度）、建設予定地（「〇〇県〇〇市」程度）、補助事業者名、補助事業者の連絡先（電話番号）等について、支援室ホームページ等に掲載し、一般公開に関する情報を公表することとしておりますので、あらかじめご了承下さい。

「柱・梁・桁・土台の過半」について

地域資源活用型対象住宅の補助の要件「柱・梁・桁・土台の過半」については、柱・梁・桁・土台に使用する木材のうち、「2.2 地域資源活用型対象住宅」および別紙6に示す、産地証明等がなされている木材が材積の合計値の50%以上を占めることとします。

なお、対象部位は柱・梁・桁・土台のみです。2次部材（母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等）は含まれませんのでご注意ください。

当該木材の使用については、実績報告の際に、当該木材の使用状況（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認定木材取扱事業者登録書の写し等）を提出して下さい。

「産地証明等がなされている木材を使用すること」について

地域資源活用型対象住宅の補助の要件「産地証明等がなされている木材」については、次のイからハまでのいずれかに該当するものとします。

- イ 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- ロ 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品

（参考）

- ・ 合法性、持続可能性の証明について  
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。
- ・ 産地などの民間の第三者機関による認証について  
産地などについて、民間の第三者機関により認証される木材・木材製品については、木材表示推進協議会ホームページ（<http://www.zenmoku.jp/fipc/>）などにおいて確認できます。

実績報告の際に提出が必要な、「地域資源活用型住宅の木材使用実績の分かる書類」は以下の通りです。

- ① 産地証明等がなされている木材であることが分かる木材証明書の写し（※）  
例） 木材表示協会が定める産地証明名等がされた木材の証明書、合法木材証明書、〇〇県認証木材証明書（都道府県による木材認証制度によるもの）
- ② 木材の納品書の写し  
直接納入した業者から御社宛の納品書の写しを提出（対象となる部位・材積が分かるように色塗り等にて表示をお願いします。）
- ③ 木拾表（参考様式）
- ④ ①で用いた認証木材の証明書発行者の認証木材取扱事業者登録書等の写し  
例） FIPC登録証、CoC認定書、合法木材事業者認定書、〇〇県木材証明取扱事業者証（都道府県による木材認証制度によるもの）

（※）証明制度によっては証明書が出ない場合（森林認証等）は、それに代わる書類を提出

例） 木材取引書類（出荷伝票など）

→ 会社名、商品明細、日付、数量、認証品であることの表示、認証率の明示



なお、森林認証や合法木材の場合、森林→伐採→原木市場→2次加工業者→流通業者→納入業者→（2次加工業者（プレカット事業者等））→補助事業者（施工者）等の流通過程において、森林から補助事業者（施工者）の直前の事業者までの全ての業者が「認証木材取扱事業者登録書」等を受けた業者でなければ、証明書が補助事業者に届けられません。したがって、流通途中までの証明書では地域資源活用型の対象となりませんのでご注意ください。また、2次加工業者には製材所だけでなくプレカット事業者等も含まれます。

「事業の対象地域」について

平成23年11月24日以降のエントリー兼補助金交付申請は、事業の対象地域（建設予定地）が以下の場合に限ります。

それ以外の地域については、「東日本大震災復興木のいえ整備促進事業」（<http://www.cyj-fukko-shien23.jp>）において補助金交付申請を行ってください。

〔事業の対象地域（平成24年2月22日時点）〕

都道府県	市町村数	市町村	都道府県	市町村数	市町村		
北海道		全 域		38市23町1村	さいたま市		
青森県	8市20町8村	青森市	埼玉県		川越市		
		弘前市			熊谷市		
		黒石市			川口市		
		五所川原市			行田市		
		十和田市			秩父市		
		むつ市			所沢市		
		つがる市			飯能市		
		平川市			加須市		
		東津軽郡 平内町			本庄市		
		〃 今別町			東松山市		
		〃 蓬田村			春日部市		
		〃 外ヶ浜町			狭山市		
		西津軽郡 鯉ヶ沢町			羽生市		
		〃 深浦町			鴻巣市		
		中津軽郡 西日屋村			深谷市		
		南津軽郡 藤崎町			上尾市		
		〃 大鰐町			草加市		
		〃 田舎館村			越谷市		
		北津軽郡 板柳町			蕨市		
		〃 鶴田町			戸田市		
		〃 中泊町			入間市		
		上北郡 野辺地町			朝霞市		
		〃 七戸町			志木市		
		〃 六戸町			和光市		
		〃 横浜町			新座市		
		〃 東北町			桶川市		
〃 六ヶ所村	北本市						
下北郡 大間町	八潮市						
〃 東通村	富士見市						
〃 風間浦村	三郷市						
〃 佐井村	蓮田市						
三戸郡 三戸町	坂戸市						
〃 五戸町	幸手市						
〃 田子町	鶴ヶ島市						
〃 南部町	日高市						
〃 新郷村	吉川市						
秋田県		全 域					ふじみ野市
山形県		全 域					北足立郡 伊奈町
茨城県	1市3町	守谷市			入間郡 三芳町		
		結城郡 八千代町			〃 毛呂山町		
		猿島郡 五霞町			〃 越生町		
栃木県	4市5町	〃 境町			比企郡 滑川町		
		栃木市			〃 嵐山町		
		鹿沼市			〃 小川町		
		日光市			〃 川島町		
		下野市			〃 吉身町		
		河内郡 上三川町	〃 鳩山町				
		下都賀郡 壬生町	〃 ときがわ町				
		〃 野木町	秩父郡 横瀬町				
		〃 岩舟町	〃 皆野町				
		〃 塩谷町	〃 長瀬町				
		群馬県		全 域			〃 小鹿野町
					〃 東秩父村		
					児玉郡 美里町		
					〃 神川町		
					〃 上里町		
					大里郡 寄居町		
					南埼玉郡 宮代町		
					〃 白岡町		
					北葛飾郡 杉戸町		
					〃 松伏町		

H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

都道府県	市町村数	市町村	都道府県	市町村数	市町村
千葉県	16市8町1村	館山市	長野県	19市23町34村	長野市
		木更津市			松本市
		茂原市			上田市
		勝浦市			岡谷市
		市原市			飯田市
		流山市			諏訪市
		鴨川市			須坂市
		鎌ヶ谷市			小諸市
		君津市			伊那市
		富津市			駒ヶ根市
		四街道市			中野市
		袖ヶ浦市			大町市
		八街市			飯山市
		白井市			茅野市
		南房総市			塩尻市
		いすみ市			佐久市
		山武郡 芝山町			千曲市
		長生郡 一宮町			東御市
		〃 睦沢町			安曇野市
		〃 長生村			南佐久郡 小海町
		〃 長柄町			〃 川上村
〃 長南町	〃 南牧村				
夷隅郡 大多喜町	〃 南相木村				
〃 御宿町	〃 北相木村				
安房郡 鋸南町	〃 佐久穂町				
東京都	全 域	北佐久郡 軽井沢町			
神奈川県	全 域	〃 御代田町			
新潟県	18市5町4村	新潟市			〃 立科町
		長岡市			小県郡 青木村
		三条市			〃 長和町
		柏崎市			諏訪郡 下諏訪町
		新発田市			〃 富士見町
		小千谷市			〃 原村
		加茂市			上伊那郡 辰野町
		見附市			〃 箕輪町
		村上市			〃 飯島町
		燕市	〃 南箕輪村		
		糸魚川市	〃 中川村		
		妙高市	〃 宮田村		
		五泉市	下伊那郡 松川町		
		阿賀野市	〃 高森町		
		佐渡市	〃 阿南町		
		魚沼市	〃 阿智村		
		南魚沼市	〃 平谷村		
		胎内市	〃 根羽村		
		北蒲原郡 聖籠町	〃 下條村		
		西蒲原郡 弥彦村	〃 売木村		
		南蒲原郡 田上町	〃 天龍村		
		東蒲原郡 阿賀町	〃 泰阜村		
		三島郡 出雲崎町	〃 高木村		
		南魚沼郡 湯沢町	〃 豊丘村		
		刈羽郡 刈羽村	〃 大鹿村		
		岩船郡 関川村	木曾郡 上松町		
		〃 粟島浦村	〃 南木曾町		
富山県	全 域	〃 木祖村			
石川県	全 域	〃 大滝村			
福井県	全 域	〃 大桑村			
山梨県	全 域	〃 木曾町			
		東筑摩郡 麻績村			
		〃 生坂村			
		〃 山形村			
		〃 朝日村			
		〃 筑北村			
		北安曇郡 池田町			
		〃 松川村			
		〃 白馬村			
		〃 小谷村			
		埴科郡 坂城町			
		上高井郡 小布施町			
		〃 高山村			
		下高井郡 山ノ内町			
		〃 木島平村			
		〃 野沢温泉村			
		上水内郡 信濃町			
		〃 小川村			
		〃 飯綱町			

H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

## H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

都道府県	市町村数	市町村
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

全 域

## H23年度 木のいえ整備促進事業（第2回募集）

＜補助金に関する合意書作成例＞

以下は例示ですので、このとおりに作成しなければならないものではありません。なお、合意書によるトラブルが生じた場合は、当事者間で解決していただくこととなりますのでご注意ください。

長期優良住宅普及促進事業補助金に関する合意書  
(〇〇〇邸)

甲：建築主  
乙：建築工事請負者

(補助金交付への協力)

第1条 甲と乙は、工事請負契約により建築する住宅（以下「本住宅」という）が、国土交通省（以下「所管官庁」という）所管の長期優良住宅普及促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付要件を満たすことを前提に設計された住宅であり、本補助金の交付を受けるための所要の手續を、両者協力して行うことを確認する。

(交付申請)

第2条 乙は、本契約締結後、本住宅に関する本補助金〇〇〇万円の交付申請（以下「本申請」という。）を行う。  
2. 本補助金の申請から受領に要する諸手續については、乙が行うものとする。

(工事代金支払猶予)

第3条 本補助金〇〇〇万円は、平成24年9月頃までに交付されることが見込まれるため、乙は甲に対し本契約に定める建築工事請負代金のうちの当該補助金相当額の支払を同期日まで猶予する。

(工事代金への充当)

第4条 乙は受領した補助金を、本契約に定める甲の建築工事請負代金債務の支払に直ちに充当する。  
2. 乙は前項の充当後、すみやかにその旨を甲に通知する。

(不承認の場合)

第5条 本申請にも関わらず本補助金の不交付が確定した場合には、第3条により補助金交付時期まで支払を猶予している建築工事請負代金の支払いについては、前条の規定に関わらず、甲及び乙によって誠実に協議するものとする。

(建物の一般公開)

第6条 甲と乙は、本補助金交付の要件として、本建物の工事中に一般公開を行う手續が必要になることを承認し、これを協力して実施する。

甲：住所  
\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
乙：住所  
\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

※この作成例は、手続きマニュアル5. 5、7. 5の(b)の場合の例です。